

宮城県青少年問題協議会条例

(昭和28年10月1日宮城県条例第68号)

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、宮城県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数等)

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 委員は、青少年の指導、育成、保護又は矯正に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 青少年の指導、育成、保護又は矯正に関し優れた識見を有する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 会長は、委員の互選に基づき、知事が任命する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この条例中第 2 条の改正規定は平成 1 3 年 1 月 1 日から、第 1 条の改正規定は同月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号。以下「旧法」という。）第 3 条第 3 項の規定により任命された宮城県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の委員又はこの条例による改正前の宮城県青少年問題協議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱又は任命された臨時委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、この条例による改正後の宮城県青少年問題協議会条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 2 項又は第 3 条第 2 項の規定により協議会の委員又は臨時委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる協議会の委員（旧法第 3 条第 3 項の規定により学識経験を有する者のうちから任命された委員に限る。）の任期は、新条例第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、同日における旧法第 3 条第 3 項の規定により任命された協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 2 8 年宮城県条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略